

高知くらしの護身術

156

消費者ホットライン

困ったら、まず電話を

(2010年1月12日掲載原稿)

消費者庁の電話相談窓口「消費者ホットライン」が本日(1月12日)から本格的にスタートします。

平成20年版の国民生活白書によると、消費者被害にあったとき、どこにも相談しない人が約3割もいる一方、消費生活センターや国民生活センターに相談した人はわずか14%にとどまっています。こうした被害者が泣き寝入りしている現状の改善を目指し、ホットラインは消費生活相談の最初の一步を踏み出しやすくするものです。

消費生活における各種トラブルに直面した際、お近くの相談窓口の連絡先がわからない場合でも、ホットラインに電話をかけると、解決のための助言やあっせんを行う消費生活センターや市町村の相談窓口につながります。

相談窓口でお受けしている相談内容は、

- ・ 悪質商法による被害や訪問販売、通信販売などでの業者とのトラブル
- ・ 産地の偽装、虚偽の広告など商品表示にかかわるトラブル
- ・ 安全性を欠く製品やエステティックサービス等による身体への被害などです。

このホットラインは、県・市町村・国民生活センターいずれかの窓口が対応することとなっていますので、年末年始を除いて毎日ご利用いただくことができます。受付時間は相談窓口ごとに異なります。ホットラインの受付時間外の場合には、ガイドンにより受付時間や最寄りの相談窓口の電話番号をご案内しています。

なお、PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただくことができません。

また、消費生活センターや市町村の相談窓口の電話番号をご存知の場合や既に継続して相談をしている場合には、そちらの電話番号へおかけください。

「0570-守ろうよ、みんなを!(064-370)」困ったらまずは電話を試してみてください。